

入札公告

川崎市市区役所事務サービスシステム再構築に伴う各種広報等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和 3 年 8 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

川崎市市区役所事務サービスシステム再構築に伴う各種広報等業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 他

4 業務概要

本業務は、本市が令和 4 年 1 月の稼働を目途に開発を進めている次期区役所事務サービスシステムにおいて、異動や証明発行に関する各種申請情報を来所前にインターネットから事前入力してもらうことを予定しており、その運用変更等の広報に当たって、高度な創造性、専門技術、豊富な経験などに基づき、業務の提案を受けるものです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 業務規模概算額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

- (4) 令和3・4年度川崎市競争参加資格審査申請書により、次の有資格業者名簿に登録していること。また、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「広告代理店」に登録していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

7 ホームページでの公表、参加意向申出書等の提出及び問い合わせ先等

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、提出は持参または郵送とします。

※郵送の場合、令和3年8月20日(金)必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(1) 参加意向申出書等の提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課システム開発・事務改善担当

電話 : 044-200-0166

メール : 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) ホームページでの公表・受付期間

配布・受付期間 令和3年8月10日(火)から令和3年8月20日(金)まで

受付時間 : 午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

本件に係るホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000131162.html>

8 提案資格確認結果通知書の交付

7により参加意向申出書を提出した者には、令和3年8月27日(金)に当該業務委託の提案資格の有無について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に提案資格確認結果通知書(様式2)を送付します。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付期間等

受付期間 : 令和3年8月10日(火)～令和3年8月20日(金)

(2) 質問書の様式

質問書(様式3)により提出してください。質問欄が不足する場合は適宜追加して

対応してください。

(3) 質問の受付方法

7(1)の連絡先へ電子メールにより行うこととします。その際、件名に「【住基広報】」という表記を含めるとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。

(4) 回答方法

令和3年8月27日(金)までに参加予定者全員に電子メールにて送付します。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 15部

(ア) A4版縦もしくは横とします。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

(エ) 企画提案書の書式は自由とします。

イ 見積書 1部

(2) 受付期間

令和3年8月27日(金)から令和3年9月10日(金)まで

(3) 提出場所

7(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送により、7(1)記載の提出先に提出してください。

※郵送の場合、令和3年9月10日(金)必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等の返却は行いません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更または追加は認められません。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

11 企画提案会(プレゼンテーション)

提出書類に基づき、プレゼンテーション形式による審査会を実施します。

(1) 実施予定日

令和3年9月16日(木)

※確定した時間及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、応募者数に応じて別日を設定する場合があります。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

(ア) 準備及び説明：20分

(イ) 質疑応答：10分

イ プレゼンテーションについては、選定された場合に中心的に業務に従事する方が行ってください。

ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

エ プロジェクター等の準備はありませんので、使用する場合は持参してください。

オ プレゼンテーション用資料については、企画提案書または企画提案書に基づいて作成された資料を使用してください。

(3) 評価者

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。

(4) 企画提案の評価

企画提案書の評価は企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。ただし、技術点の合計が全体の6割に満たない場合、本委託候補者から除外できるものとします。

12 選定方法

(1) プロポーザル評価委員会の設置

ア プロポーザル評価委員会の役割

川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者を選定します。

イ 会議の公開

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(2) プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は価格点及び技術点を数値化して採点し、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

(3) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後、当課のホームページで公表します。

13 選考結果通知

選考結果については、令和3年9月下旬以降に提案者すべてに郵送で通知するとともに、当課のホームページで公表します。なお、選考結果についての電話・メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

本件に係る当課ホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000131162.html>

14 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和3年9月10日（金）までに持参または郵送により申し出てください。

※郵送の場合、令和3年9月10日（金）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

15 契約手続き等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(2) 選定業者を特定後、両者の協議により契約仕様を確定します。

(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(4) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(5) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除します。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(9) 業務の全部または大部分を一括して第三者に委託することはできません。ただし、個別の事項について再委託を行う場合は、個別に本市の承諾を得て再委託するものとします。

(10) 関連情報を入手するための窓口は7(1)と同じです。

(11) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。